磐田市建設工事等競争入札参加者の格付及び選定要綱の運用について

磐田市建設工事等競争入札参加者の格付及び選定要綱（平成２２年告示第４１号。以下「要綱」という。）第９条に基づき、その運用について次のとおり定める。

１　第２条関係（定義）

第２条第１項第３号に定める「特例市内業者」は、特例市内業者の認定に関する事務取扱要領（平成２１年施行）に規定する条件を満たしている者とする。

２　第４条関係（等級の格付）

点数により等級の格付の格上げに伴い発注標準金額により入札参加できないことへの対応については、次の条件すべてに該当がある場合は、建設事業審査委員会の承認の上、業者の降格措置をすることができる。

①　降格であること

②　降格候補者の希望であること

③　Ａランクの入札参加条件である建設工事発注標準額において、当該降格候補者の年平均完成工事高がこれに達していない場合

④　一度、降格措置とした場合は、定期の入札参加資格申請による認定期間中は、当該措置の変更はできないものとする。

３　第５条関係（総合数値の算定方法）

主観点数の算定方法は、次の方法により行うものとする。

⑴ 主観点数は、総合数値を算定する年度より過去２年度における工事成績評定点の平均点数とする。ただし、過去２年度間の契約件数が１本の場合は、次表に掲げる加算率を半分（小数点１位未満四捨五入）とする。

⑵ 主観点数の補正は、０％から１０％までの範囲とする。

⑶ 工事実績が過去２年度間ない場合、主観点数は０点とする。

■主観点数（加算率）表

工事成績評定点の 平均点数　区分	契約件数	
	２本以上	１本
下記平均点+５点以上	１０％	５％
下記平均点+４点以上+５点未満	８％	４％
下記平均点+３点以上+４点未満	６％	３％
下記平均点+２点以上+３点未満	４％	２％
下記平均点+１点以上+２点未満	２％	１％
２年間の全工事平均点以下	０％	０％

※平均点は整数とする。（小数点１位四捨五入）

4　第６条関係（入札参加者の選定等）

⑴ 入札参加者の選定の要件にある地域的要件については、次の順位により選定するものとする。

① 市内業者

② 特例市内業者

③ 準市内業者

④ 市外業者

⑵ その他の選定要件として、別表１の発注標準金額等に対応する等級に格付された者若しくは認定された者のうちから選定するものとする。

⑶ 磐田市建設事業審査委員会（以下「委員会」という。）が特に必要があると認めた場合には、前号に関わらず、競争入札参加者に必要な資格を有する者（以下「資格者」という。）のうちから選定することができる。

⑷ 特殊な技術等を要する工事で、資格者に適格者がない場合又は設定等による対象者が少数であることにより、適正な入札の執行が行われないおそれがある場合には、資格者に限らず選定することができる。

⑸ 随意契約（見積もり合わせ）の場合は、市内業者のみを選定するものとする。

⑹ ⑴で定める準市内業者は、建設業関連業務委託においては、磐田市建設業関連業務委託における準市内業者の認定に関する事務取扱要領で定める準市内業者とする。

5　第７条関係（指名競争入札等における指名定数）

制限付き一般競争入札における入札参加予定者数は、５社以上とする。ただし、委員会が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

6　第８条関係（準用）

⑴ 建設業関連業務委託に準用する箇所は、第１条及び第２条、第６条とする。

⑵ 第７条を準用する場合、予定価格の欄は、200 万円を 100 万円と読み替えるものとする。

⑶ 要綱中にある、建設業、建設工事、工事経歴若しくは工事成績については、その都度読み替えるものとする。

附　則

この運用は、平成２２年４月１日から施行する。

附　則

この運用は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この運用は、平成２３年４月２０日から施行する。

附　則

この運用は、平成２４年４月１日から施行する。

附　則

この運用は、平成２５年５月１日から施行する。

附　則

この運用は、平成３１年４月１日から施行する。

附　則

この運用は、令和２年４月１日から施行する。

附　則

この運用は、令和４年５月１日から施行する。

附　則

この運用は、令和５年４月１日から施行する。

附　則

この運用は、令和６年４月１日から施行する。

附　則

この運用は、令和７年６月１日から施行する。

別表　１（発注標準金額等）

■発注標準金額表

建設工事発注標準金額　　単位：万円

①土木一式工事

※　予定価格3,000万円未満の橋梁補修及び橋梁耐震化工事のうち、跨道橋及び跨線橋の場合は、
A及びBランク業者を対象とする。

②下水道工事

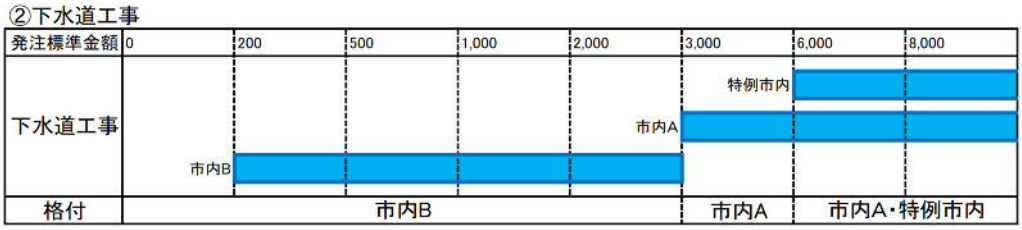

③建築一式工事

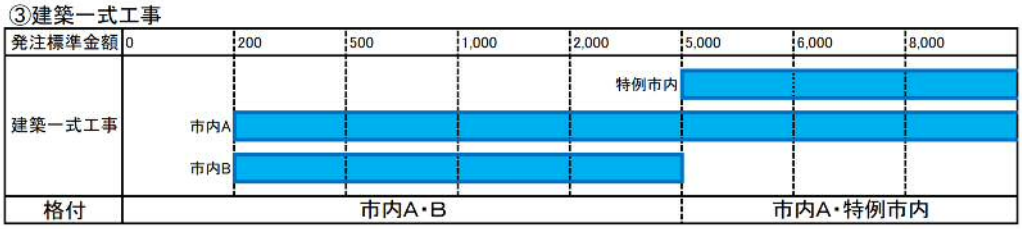

④ほ装工事、上水道工事、管（空気調和設備を除く）、電気工事、塗装工事の5業種

⑤管工事（空気調和設備）

⑥解体工事

※1　金額は、消費税額を抜いた予定価格であり、当該金額を含む金額以上のものとする。
ただし、金額200万円については、消費税込みの価格とし、超える金額とする。

※2　入札状況、発注内容、工期及び経緯等を考慮し、地域的条件や等級を変更することができるものとする。

建設業関連業務委託発注標準金額

単位：万円

①測量業務、土木関係建設コンサルタント業務、地質調査業務、補償コンサルタント業務

発注標準金額	0	100	200	1,000	2,000	3,000	6,000	8,000
測量外	市内・特例市内	準市内	西部					
格付		市内・特例市内	市内・特例市内・準市内	市内・特例市内・準市内・西部				

②建築関係建設コンサルタント業務（設備設計を除く）

発注標準金額	0	100	500	1,000	2,000	3,000	6,000	8,000
建築（設備設計除く）	市内・特例市内	準市内	西部					
格付		市内・特例市内	市内・特例市内・準市内	市内・特例市内・準市内・西部				

※耐震診断、耐震補強業務は、各構造に伴う「耐震診断基準・耐震改修設計指針講習会」（RC造、S造）を受講している者

③建築関係建設コンサルタント業務（設備設計）

発注標準金額	0	100	200	1,000	2,000	3,000	6,000	8,000
設備設計								
格付		市内・特例市内・準市内・県内西部						

※1　金額は、消費税額を抜いた予定価格であり、当該金額を含む金額以上のものとする。
ただし、金額100万円については、消費税込みの価格とし、超える金額とする。

※2　入札状況、発注内容、工期及び経緯等を考慮し、地域的条件や等級を変更することができるものとする。

■制限付一般競争入札における入札参加資格要件の設定基準

	通常工事(業務委託)	難易度が高い又は 特殊な工事(業務委託)※2
予定価格 『事前』公表※6	完成工事(実績)高が 予定価格以上	左記以外に 同種工事(業務委託)実績
予定価格 『事後』公表※6	完成工事(実績)高が 一定価格以上※1	左記以外に 同種工事(業務委託)実績

※1 一定の価格設定基準

(工事)

予定価格	年間平均完成工事高
200 万円※3 超 1,000 万円未満	200 万円超の同種工事
1,000 万円以上 2,000 万円未満	1,000 万円以上の同種工事
―	※以下 1 億円まで 1 千万円刻み
1億円以上2億円未満	1億円以上の同種工事
―	※以下 10 億円まで1億円刻み
10 億円以上	10 億円以上の同種工事※4

(委託※5)

予定価格	年間平均完成工事高
100 万円※3超 200 万円未満	100 万円超の同種業務
200 万円以上 300 万円未満	200 万円以上の同種業務
―	※以下 1 千万円まで 1 百万円刻み
1,000 万円以上 2,000 万円未満	1,000 万円以上の同種業務
―	以下1億円まで 1 千万円刻み
1億円以上	1億円以上の同種業務※4

※2 難易度の高い工事(業務委託)又は特殊な工事(業務委託)には、その工事(業務委託)実績を求めるものとする。(金額は問わない。)

※3 上記の表中の予定価格は消費税抜きの価格とする。ただし、工事の 200 万円及び委託の 100 万円については、消費税込みの価格とする。

※4 10 億円以上の工事及び1億円以上の委託の場合は、別途に施工実績等の条件を設定する。

※5 委託の対象業種が複数ある場合は、それぞれの設計金額により当該設定基準に基づき、それぞれの実績を求める。

※6 調査基準価格及び失格基準価格並びに最低制限価格については、『事後』公表とする。

■その他建設工事の業者選定及び指名基準

○【制限付き一般競争入札】

（格付型） 発注金額標準表により格付等級、地域性及び実績条件を付加し選定。

（一般型） 入札に参加する者に必要な各条件により選定。

○【指名競争入札】

（特殊な工事） 実績及び地域性を条件としすべての業者を指名。

（緊急を要する工事） 地域性（工事現場の近郊の業者）を第1条件として指名。

（制限付より切換） 地域性（工事現場の近郊の業者）により指名。

○【共通事項】

- 年平均完成工事高が設計金額以上の業者であることまたは過去5年度（建築 10 年度）以内に同種工事で予定価格以上の元請としての実績があるもの。
- 手持ち工事量に対し、技術者数が確保されていること。
- 特例市内及び準市内業者は、各工事の種類毎の発注標準金額表のとおりとする。
- 中遠広域事務組合発注の工事は、関連市町業者も対象とする。
- 不落随意契約について、予定価格を超えた最低入札価格と予定価格の差が概ね5％以下であれば、最低入札価格者と交渉の結果、随意契約を交わすことができるものとする。

○【舗装工事】

- 「幹線市道」での舗装工事を含む工事の場合は、1 級舗装施工管理技術者を有する業者とする。
- 「その他市道」については、1・2級舗装施工管理技術者を有する業者とする。
- 随意契約（見積合せ）については、小規模な舗装維持修繕工事が大半であることから、当該資格は不要とする。（舗装工事の入札参加資格は必要。）

○【下水道工事】

- 日本下水道事業団の第2種技術検定の資格を有している業者とする。
- 下水道工事における直接工事費に対する推進工事が過半の場合は、日本推進技術協会の推進工事技士を有する者を専任技術者として配置とする。
- 下水道工事における直接工事費に対する推進工事が過半未満の場合は、日本推進技術協会の推進工事技士を有する業者とする。

○【建築工事】

- 完成工事高については、RC 造、S 造及びＷ造の合計の完成工事高で発注し、建築物の構造ごとにそれぞれ元請の施工実績（新築、増築、改修工事を問わない。）を求めることとする。ただし、プレファブ等の工場製作した上屋等を現場に据え付ける等、現場施工が簡易なものについては、実績は求めないこととする。

○【管工事】

- 管工事全体の完成工事高とし、工種ごとの施工実績を求めることとする。ただし、給排水衛生設備又は空気調和設備以外については、実績は求めないこととする。

○【塗装工事】

・ 塗装工事全体の完成工事高とする。

○【水道工事】

・ 管工事の年間平均完成工事高を用いる。

・ ただし、φ300 以上の水道管埋設工事については土木一式工事とし、当該工事を元請、下請を問わず施工した実績を有し、予定価格が3,000万円以上は土木Aランク、3,000万円未満については土木A、Bランクを対象業者とする。

○【土木工事（橋梁工事）

・ 予定価格 3,000 万円未満の橋梁長寿命化（補修等）工事のうち、河川橋梁については、Bランク業者を対象とする。ただし、河川橋梁以外については、A及びBランク業者を対象とする。

○【土木工事（ボックスカルバートを含む工事）】

・ 内断面積6㎡以上の2次製品ボックスカルバートを含む工事については、同種工事の施工実績（過去10か年度）を求める。

○【業者区分】

市内業者	→	磐田市内に主たる営業所（本社、本店等）を有する者。
準市内業者	→	磐田市内に営業所（支社、支店、営業所等）を有する者。
特例市内業者	→	準市内業者の内、営業所の常駐社員が5人以上かつ固定資産税を10 年以上納税している者。

○【工事費内訳表の提出基準】

・ 入札参加者が十分な積算をしていることを確認し公正な競争の促進につなげるため、予定価格 200 万円（税込）超の工事の競争入札案件全てを対象として、入札（札入）に当り、入札参加者に工事費内訳書の提出を求めるものとする。

○【総合評価落札方式の対象工事基準】

・ 原則、予定価格 5,000 万円（税抜）以上の土木、下水道及び水道工事とする。

・ 原則、予定価格 1,000 万円（税抜）以上の舗装工事とする。

・ 予定価格 3,000 万円未満の任意に選定した土木及び下水道工事とする。

・ ただし、緊急性の高い工事及び特殊な工事等を除く。

○【随意契約（見積合せ）における建設工事の発注基準】

・ 建設工事において格付を設けている3業種の内、2業種（土木一式工事、下水道工事）について、随意契約（見積合せ）で発注する際は、原則、いずれもB等級を対象とし、その選定方法は、施工箇所の近傍順とする。

・ ただし、特殊な建設工事や当該建設工事と密接に関連する建設工事などについては、この限りではない。

■その他業務委託の業者選定及び指名基準

○【制限付き一般競争入札】

（設計等）　・設計額 100 万円（税込）超え 200 万円(税抜)未満は、市内・特例市内業者とする。
（建築関係は設計額 100 万円（税込）超え 500 万円未満）

・設計額 200 万円以上 1,000 万円未満は、市内・特例市内・準市内業者とする。
（建築関係は設計額 500 万円以上 1,000 万円未満）

・設計額 1,000 万円以上は、市内・特例市内・準市内・西部業者とする。

・耐震診断及び耐震補強の業務は、講習会（ＲＣ造、Ｓ造）を受講している業者を対象とする。

・設備設計についは、金額に係らず市内・特例市内・準市内・西部業者を基本とし、建築士法施行規則に規定する建築設備士又は建築士法に規定する設備一級建築士を有する者とする。

○【指名競争入札】

（特殊な委託）　実績及び地域性を条件としてすべての業者を指名。

（制限付より切換）　年間平均実績高の多い順に指名。

○【共通事項】

・ 年間平均実績高が設計金額以上の業者であること。

・ 中遠広域事務組合発注の委託は、関連市町業者も対象とする。

・ 不落随意契約について、予定価格を超えた最低入札価格と予定価格の差が概ね5％以下であれば、最低入札価格者と交渉の結果、随意契約を交わすことができるものとする。

○【業者区分】

市内業者　→　磐田市内に主たる営業所（本社、本店等）を有する者。

準市内業者　→　磐田市内に営業所（支社、支店、営業所等）を有する者。

特例市内業者　→　準市内業者の内、営業所の常駐社員が5人以上かつ固定資産税を10 年以上納税している者。